

議案第84号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の54の項金額（1件につき）の欄第1号ア及びイを次のように改める。

- | |
|--|
| <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の他の建築物に関する事項を記載しない場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の</p> |
|--|

交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分（以下この項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項において同じ。） 5,500円

b 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 1戸 5,500円

ii 2戸以上4戸以下 10,700円

iii 5戸以上15戸以下 22,300円

iv 16戸以上45戸以下 49,500円

v 46戸以上 88,600円

(b) 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、(a)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(a)に定める額

c 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。）

床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル未満
10,600円

(b) 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
29,300円

(c) 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満
87,100円

- (d) 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
137,700円
 - (e) 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満
173,800円
 - (f) 25,000平方メートル以上
217,100円
- d 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。）次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (a) 住戸 申請に係る住戸の数について、b (a) に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ b (a) に定める額
 - (b) 非住宅部分 床面積の合計について、c に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ c に定める額
 - (c) 住戸及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した額
 - i 申請に係る住戸の数について、b (a) に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ b (a) に定める額と同一の額
 - ii 非住宅部分の床面積の合計について、c に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ c に定める額と同一の額
 - (d) 複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した額
 - i 住戸の総戸数について、b (a) に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ b (a) に定める額と同一の額
 - ii 非住宅部分の床面積の合計について、c に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ c に定

める額と同一の額

(イ) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 1戸建ての住宅 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200平方メートル未満

37,300円

(b) 200平方メートル以上

41,600円

b 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 1戸(床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。)

37,300円

ii 1戸(床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。)

41,600円

iii 2戸以上4戸以下 75,000円

iv 5戸以上15戸以下 124,900円

v 16戸以上45戸以下 212,700円

vi 46戸以上 305,300円

(b) 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、

(a) に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ (a) に定める額

c 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定め

る額

- i 300平方メートル未満
246,000円
- ii 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
397,700円
- iii 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満
567,500円
- iv 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
698,900円
- v 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満
826,100円
- vi 25,000平方メートル以上
942,400円

(b) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- i 300平方メートル未満
94,300円
- ii 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
157,900円
- iii 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満
255,400円
- iv 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
333,400円
- v 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満
400,600円
- vi 25,000平方メートル以上
470,000円

d 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 住戸 申請に係る住戸の数について、b (a) に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ b (a) に定める額
- (b) 非住宅部分 床面積の合計について、c (a) 又は (b) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ c (a) 又は (b) に定める額
- (c) 住戸及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した額
 - i 申請に係る住戸の数について、b (a) に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ b (a) に定める額と同一の額
 - ii 非住宅部分の床面積の合計について、c (a) 又は (b) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ c (a) 又は (b) に定める額と同一の額
- (d) 複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した額
 - i 住戸の総戸数について、b (a) に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ b (a) に定める額と同一の額
 - ii 非住宅部分の床面積の合計について、c (a) 又は (b) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ c (a) 又は (b) に定める額と同一の額
- イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 3 項の他の建築物に関する事項を記載する場合 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物につきアに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアに定める額

の欄（１）ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の２分の１に相当する額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア ５４の項金額（１件につき）の欄
（１）アに掲げる場合 当該場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の
２分の１に相当する額

イ ５４の項金額（１件につき）の欄
（１）イに掲げる場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る一
の建築物につき同欄（１）アに掲げる
場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の２分の１に相当する額（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更により新たに当該建築物エネルギー消費性能向上計画の対象となった建築物にあっては、同欄（１）アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄（１）アに定める額）

別表第２の５５の項金額（１件につき）の欄第２号アを次のように改める。

ア （１）ア又はイに掲げる場合の区分
に応じ、それぞれ当該手数料の額と同
一の額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務等に係る手数料を徴収するため、本案を提出する。